

令和 6 年能登半島地震
被災住宅相談の対応事例から

〈被災者を次のステージへ〉

住宅相談の役割

- 住宅建築に関する広い意味での相談である
- 災害で混乱している被災者を先に進める道標となること
- 復興の足取りを少しでも速めること

現地相談対応の例

外部、内部を一回りして確認

- 被災建物の被害の把握と説明
(建物部位ごとの被害状況、構造体としての状況等)
- 外構や周辺環境との関係の説明
(擁壁など工作物の被害状況、周辺環境の危険の有無等)

主な相談内容

- 悩みや不安を聞いて欲しい
- 解体すべきか、修理して住み続けられるのか
- 修理の方針、それぞれの部位の修理の方法
- 罹災証明の判定に関する不満 → 判定確定により減少傾向
- 支援金について → ご自身のことなので一定の理解が進む
- 耐震診断、耐震補強

疑問や心配について説明回答し、心配事を少しでも減らす行為

解体や修理の助言をし、次のステージに移る足掛かりとなる行為

このような話を耳にしました。

2007年の能登沖地震の際、
被災者の方から言われました。

『何度も住宅相談に来られて、同じようなことを言われている。
何度も同じことを聞いても仕方ないし、
どうしようもないことばかり言われてうんざりしている。
もう来ないで欲しい』と

この苦情はどういう意味か

- 修理が可能であることが分かっていても修理が行えない。
- 解体しても新築することができない などではないか

資金の不足

施工者の不足

課題ばかり突付けられても辛い

資金でできる工事を考える

例1 〈地盤の傾斜〉 全壊・10年前築



水田に向かって沈下しているが、
内部の損傷がほとんどない



基礎の際に見える深い地割れ

例1 〈地盤の傾斜〉 全壊・10年前築 相談対応



提案1：

アンダーピニング工法で建物の水平化と再沈下を防ぐ

提案2：

敷地内の別の場所に基礎を新設して、
土台から上を曳家する

2つの工法について、コスト比較して検討をお勧めした。

現在、費用と工期の面で、新築で検討中

例2 〈下屋が歪む〉 中規模半壊・約120年前築

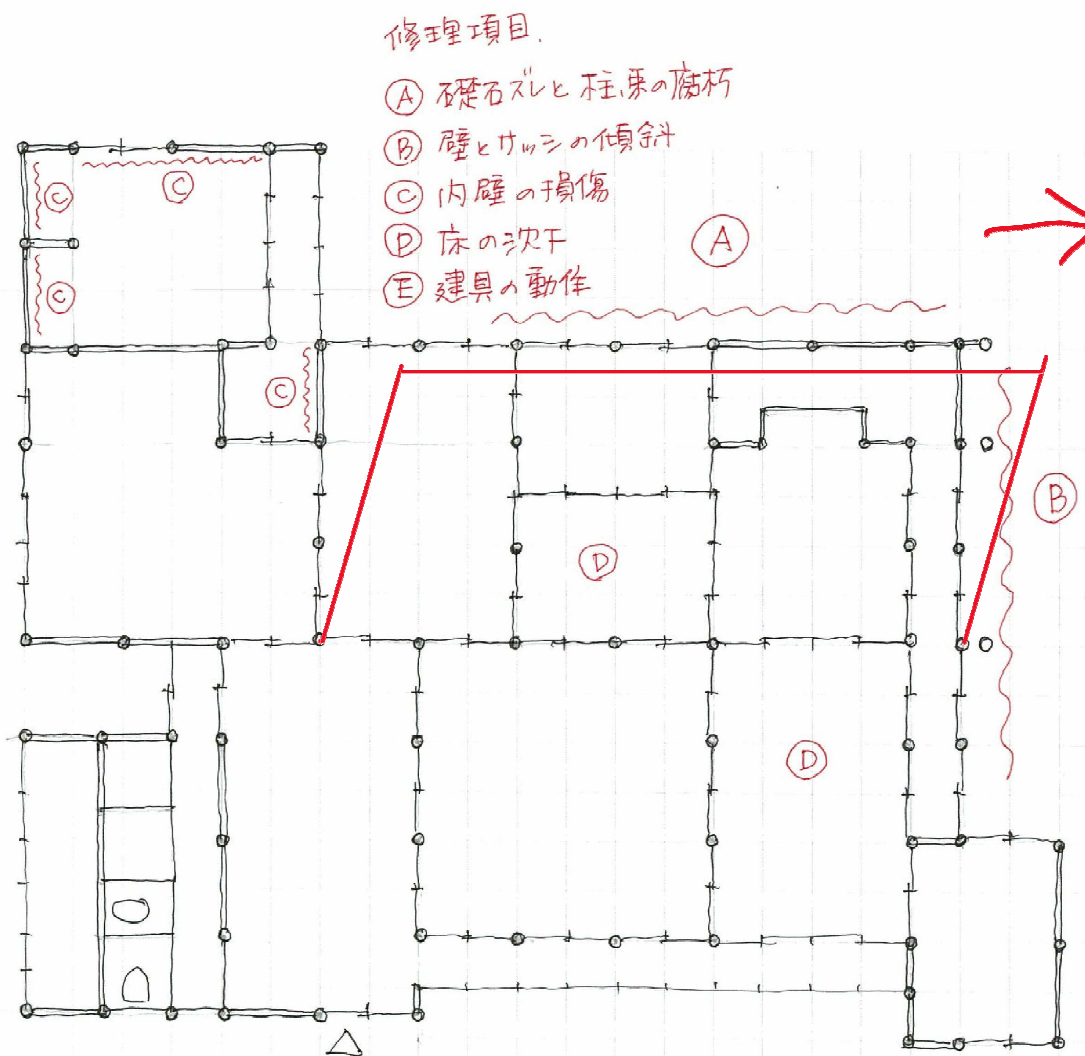


屋根は瓦葺に見えるが、
茅葺きの上に瓦風の金属屋根。

下屋部分が歪んでいる。

礎石や土壁損傷あり

例2 〈下屋が歪む〉 中規模半壊・約120年前築



修理項目の整理

報告書から抜粋

必要な修理項目をあげて、支援金の中で修理してほしいと大工さんに向けて書いている。

現地に2時間程度滞在し、平面をスケッチし説明、報告書用に清書している。

例2 〈下屋が歪む〉 中規模半壊・約120年前築



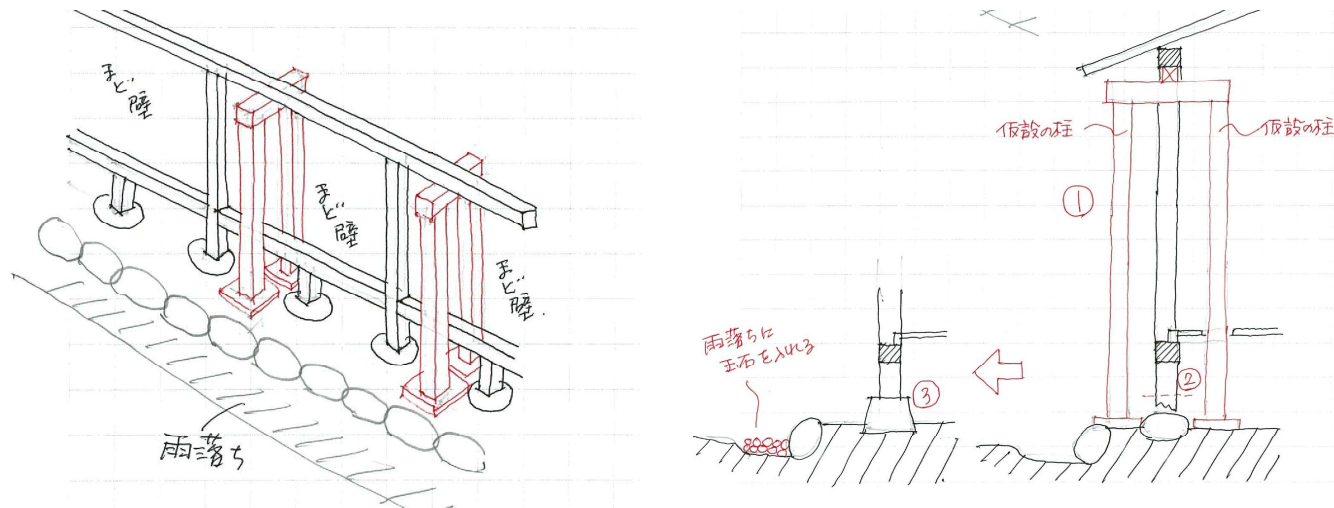
Aの下屋



礎石からずれた柱

例2 〈下屋が歪む〉 中規模半壊・約120年前築

Aの修理方法



- **被害状況**
建物全体がゆさぶられ、建物が歪んで移動しており、一部が礎石に載っておらず、沈下と浮きがある。
 - **修理方法**
礎石から外れている部分と柱が浮いている部分は最低限直す必要があるが、位置を元に戻す必要はなし。
 - ①仮設の柱を設置して下屋の屋根を支える。できればレベル調整もする。
 - ②腐った柱と束の根元を切断する。
 - ③礎石を移動もしくは新設する。礎石はコンクリート製でもよい。
- ※仮設柱を使わずに修理できれば、その方が安くできるので現場で工夫してほしい。

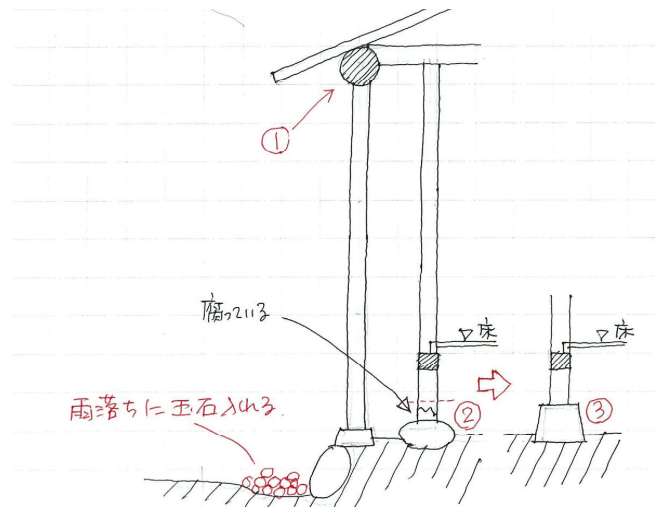
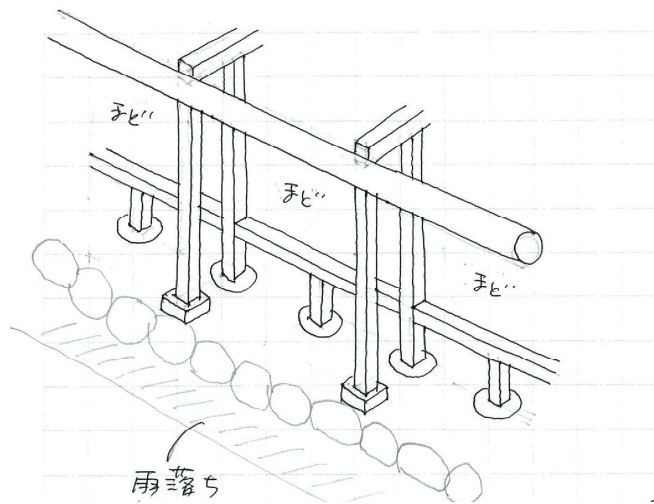
例2 〈下屋が歪む〉 中規模半壊・約120年前築



窓が矢印方向に傾斜している

Bの下屋

例2 〈下屋が歪む〉 中規模半壊・約120年前築



Bの修理方法

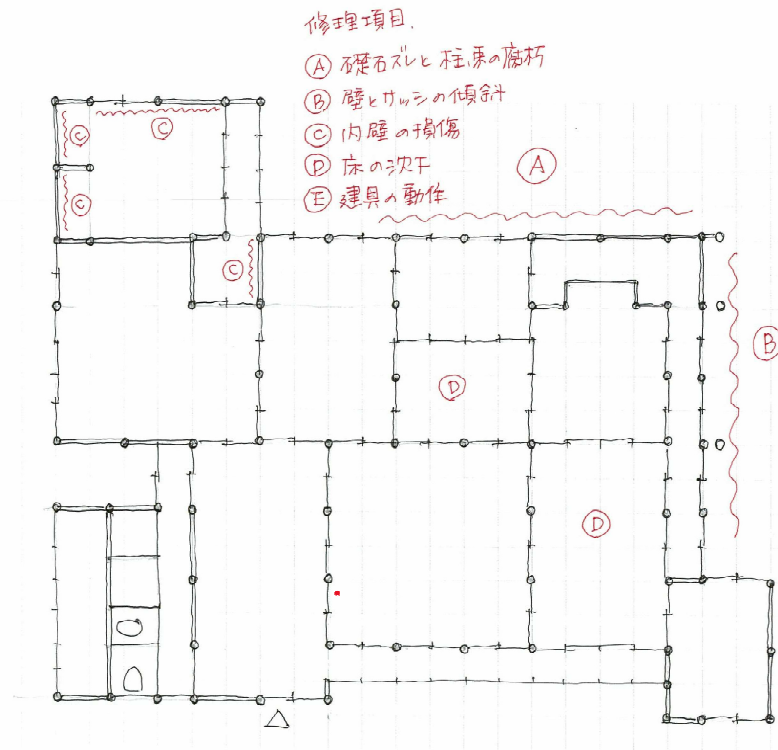
被害状況

サッシが取り付け壁の上部が大きく外部側に傾いている。

修理方法

- ①丸太桁を仮設柱で持ち上げる。
 - ②サッシが取り付け柱を垂直に直し、腐った柱と束の根元を切断する。
 - ③礎石を移動もしくは新設する。礎石はコンクリート製でもよい。
- ※雨落ちからの跳ね返りは腐朽の原因の一つである。雨落ちに玉石をしくと良いと思う。Aも同様。

例2 〈下屋が歪む〉 中規模半壊・約120年前築



例2は支援金を予算として、修理の方針を提案したものである。

現在、解体して賃貸に住むことも視野に置いて検討中。

今後屋根の修理も必要なので、維持費の負担をどうするかなど課題となっている。

例3 〈2階床の損傷〉 半壊・約60年前築



土壁に下見板の外観



出隅柱移動している

例3 〈2階床の損傷〉 半壊・約60年前築



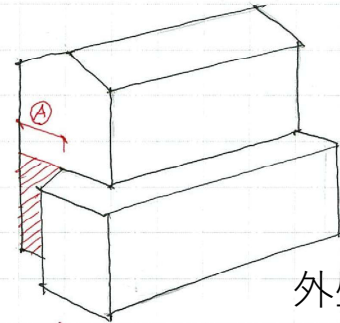
2階床が下がっている



1階、2階根太受けが折れているのが分かる

例3 〈2階床の損傷〉 半壊・約60年前

壊れたA部分の直し方



外壁損傷位置

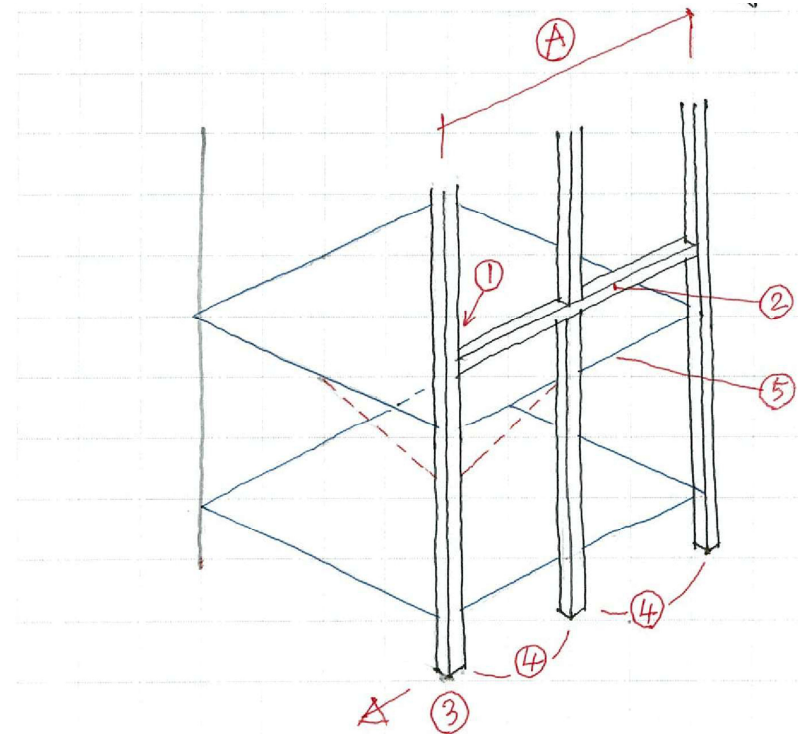
被害状況

- Aの斜線部分の土壁が崩壊している。
- 2階床の根太掛けが折れて、床が傾いている。

修理方法

準備：下見板の外壁、2階床根太を外す。1階床も外した方が作業がしやすいと思う。

- ①桁が抜けているので、羽子板ボルトなど金物で繋ぎ止めて作業を始める。
- ②桁を仮柱や鋼管サポートなどで支えて、ジャッキアップしてレベル調整。
- ③矢印方向に移動しているので、元に戻す。
- ④壁を新設する。土壁を元に戻すには費用と時間が掛かるので、貫を利用して、杉板厚24幅215程度を柱内に両面縦張りして補強壁とする。板幅は広い方が強い。
外壁は下見板を更に張る
- ⑤2階床根太掛けを取り替える。床は柱や壁がバラバラにならぬようにつなぎ留める役目をしているので、1階も含めて、しっかり柱に固定してほしい。 **現在、修理検討中（施工者が動き始めた）**



例4 〈不同沈下〉 中規模半壊・約60年前築

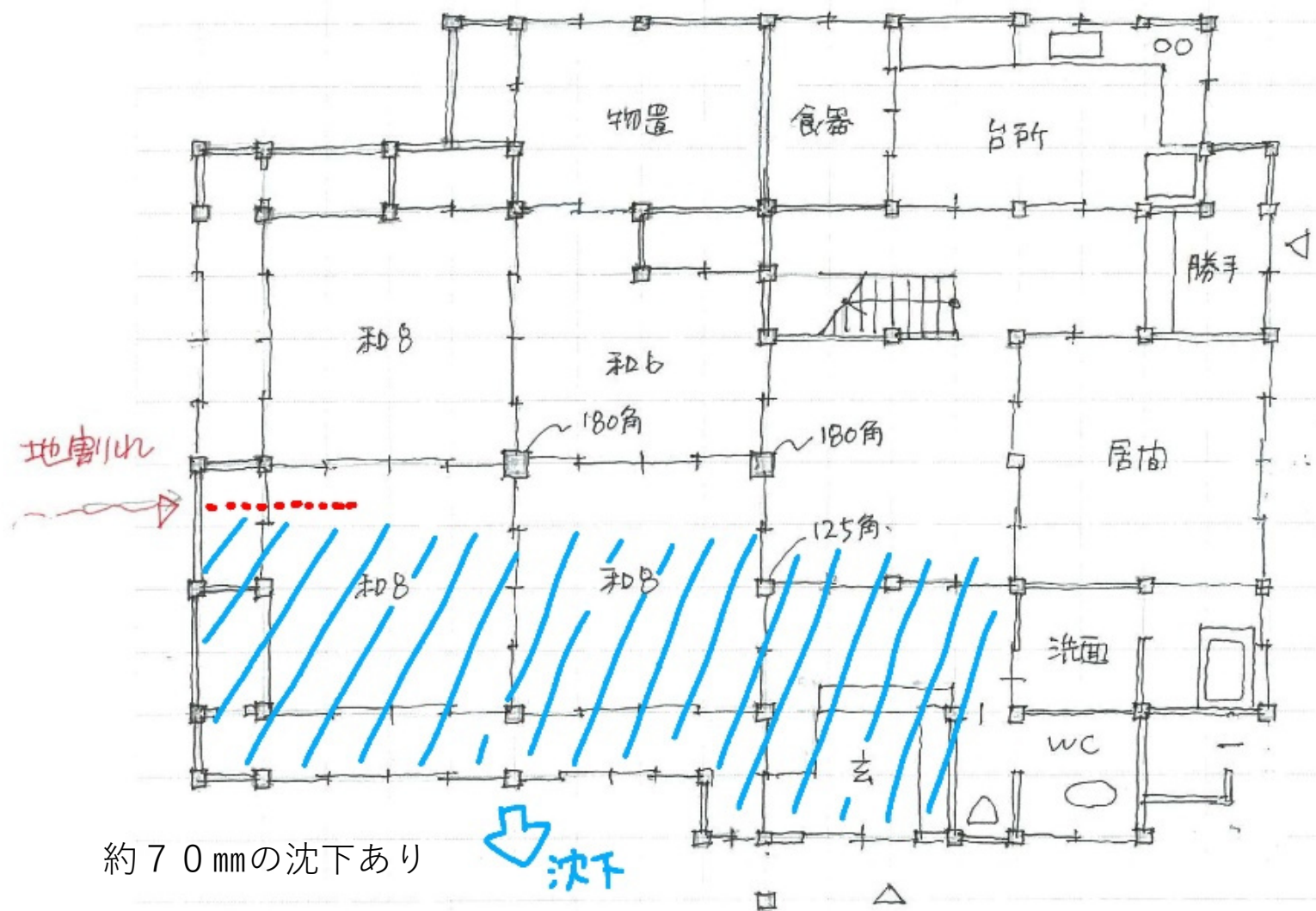


正面外観、海に向かって立っている



敷居のずれがある

例4 〈不同沈下〉 中規模半壊・約60年前築



例4 〈不同沈下〉 中規模半壊・約60年前築 資金の整理

受け取れる支援金（中規模半壊、〇〇町の場合）

被災者生活再建支援金：基礎20万（〇〇町追加分） + 加算50万

応急修理制度：70.6万

地域福祉推進支援臨時特例給付金（最大200万）

（以下特例給付金と省略）

合計：**340.6万円** が受け取れる支援金となります。

※義援金は含んでいない。

例4 〈不同沈下〉 中規模半壊・約60年前築 資金の整理

特例給付金の計算

再建に要した費用—加算50万—応急70.6万 = 実際の特例給付金

最大の200万を受給される場合は

加算50万 + 応急70.6万 + 200万 = **320.6万**以上

の工事の場合となります。

例4 〈不同沈下〉 中規模半壊・約60年前築 資金の整理

それに加え、**被災宅地復旧支援事業補助金**あり
(地盤や建物水平化、擁壁など)

(工事費-50万) × 2/3 = 補助金額

例：沈下修正工事200万の工事で100万助成、自己負担100万

沈下修正工事260万の工事で140万助成、自己負担120万

沈下修正工事290万の工事で160万助成、自己負担130万

沈下修正工事350万の工事で200万助成、自己負担150万

例4 〈不同沈下〉 中規模半壊・約60年前築 **工事の予算**

前頁の算定から、工事の予算は下記のような例が考えられます。

屋根補修：	50万
外壁修理：	20万
内部修理：	100万（必要な壁、建具の修理）
沈下修正工事：	260万（自己負担120万）
上記に伴う復旧工事：	50万
合計	480万（補助金140万＋自己負担340万）

この場合、自己負担額340万は支援金の中で収まります。

こちらは活用資金額を整理して、相談者と施工者に可能な工事の規模を伝え、実現に向けた詳細検討へと繋げようとする試みです。

現在、修理費用を施工者が見積中です。

住宅相談で次のステージへ

- 能登半島地震の被災住宅： 8万棟超
 - うち全壊：約1割 8千棟超
 - うち半壊：約2割 1万6千棟超
- 復旧は一軒一軒を直していくしかない地道な行為。もっと多くのプロの力が必要です。
- 復旧工事に進むことが大切。プロの知見を活かして、施工に繋がって頂きたい。
- 住宅相談や営業活動などは、復旧支援ができる数少ない機会。

次のステージを示して差し上げることが復興には必要です。

支援金等の資料

- 建築プロンティアネット北陸 作成
(住宅相談のボランティア団体)
- 補助金や義援金が増えていますので、
県や自治体の情報を随時ご確認ください。

2024年4月30日時点 制作:建築プロンティアネット pronteer.net@gmail.com

被災証明	全壊 ~50	大規模半壊 49~40	中規模半壊 39~30	半壊 29~20	準半壊 19~10	一部損壊 9~
申請が できる お金	●義援金 特別給付 ※6市町のみ 5万円/人	●義援金 人的被害 死者・行方不明者 20万円/人 + 80万円/人 (重傷者:10万円/人)	●災害弔慰金 死亡された方のご遺族 生計維持者 500万円/人 (その他の方:250万円/人)	●災害障害見舞金 精神または身体の障害を受けた方 生計維持者 250万円/人 (その他の方:125万円/人)	●雑損控除 所得税・住民税が対象 減免 (確定申告の際に申請)	
	修理して住む	解体して建設 or 物件購入	解体して賃貸			
	●義援金 住家被害(中規模半壊) 第一次配布分 10万円/世帯 第二次配布分 40万円/世帯	住家被害(みなし全壊:やむを得ず解体した場合) 第一次配布分 20万円/世帯 第二次配布分 80万円/世帯		●被災者再建支援制度 基礎支援金 ※再建の地域は問いません 100万円/世帯 (一人暮らしの方:75万円)		
●被災者再建支援制度 加算支援金 ※再建の地域は問いません 50万円/世帯 (一人暮らしの方:37.5万円)	200万円/世帯 (一人暮らしの方:150万円) ※解体しない:100万円(一人暮らしの方:75万円)	50万円/世帯 (一人暮らしの方:37.5万円) ※解体しない:25万円(一人暮らしの方:18.5万円)				
●住宅の応急修理制度 日常生活に必要な不可欠な最小限度の応急的な修理 最大 70.6万円 まで補助	●公費解体 倉庫や納屋、浄化槽、中小企業の事務所、空家も可能。 ※ブロック塀、塀壁、庭木等は基本不可。 建物の解体の全額補助					
●地域福祉推進支援臨時特別交付金 高齢者や障害者のいる世帯等。※住宅再建を行う地域は珠洲市、能登町、輪島市、穴水町、志賀町、七尾市のみ 家財等支援: 最大 100万円 (家財50万円+自動車50万円) 住宅再建: 最大 200万円 ※住宅再建を行う地域は6市町に限る			家財等支援: 最大 100万円 住宅再建: 最大 100万円			
●応急仮設住宅制度 原則6ヶ月家賃無料 ※マイファミリー ※期間要確認			原則2年間家賃無料 + 生活家電*の購入に対する支援 最大 13万円/戸 (1台最大6万円まで) ※洗濯機・冷蔵庫・テレビ			
●耐震改修補助金 昭和56年以前の建物の耐震改修 最大 150万円 まで補助	●住宅金融支援機構 ●災害復興住宅融資 高齢者返済特別:60歳以上の方に対して、月々の返済が利息のみ。 ※融資額が300万円超の場合、土地建物に抵当権設定が必要です。 最大 2,500万円 借りられる 最大 5,500万円 借りられる					
●災害援護資金貸付 生活の再建に必要な資金貸付。返済期間10年、利率1.5%。保証人ありの場合は無利子、貸付額は世帯収入による。 世帯主の負債 あり: 最大 270万円 借りられる なし: 最大 170万円 借りられる			世帯主の負債 あり: 最大 350万円 借りられる なし: 最大 250万円 借りられる			
●被災ローン減免制度 災害で借金の返済に困っている場合 預貯金500万円、家財、保険金、各種支援金を手元に残し、ローンの減額・免除の可能性あり。						